

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

## 第2 審査請求に至る過程

### 1 開示の請求

審査請求人は、令和6年2月21日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県と〇〇との「エソール広島」事務所に係る〇〇の賃貸借契約書（賃料の分かるもの）。入居時から現在に至るまで」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成30年2月1日付け賃貸借契約書（以下「本件対象文書1」という。）、令和2年1月10日付け賃料改定に関する覚書（以下「本件対象文書2」という。）、令和3年12月14日付け賃料改定に関する覚書（以下「本件対象文書3」という。）及び令和5年3月31日付け賃貸借変更契約書（以下「本件対象文書4」といい、本件対象文書1から本件対象文書4までを総称して「本件対象文書」という。）を特定し、条例第10条第3号及び第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という）を行い、令和6年3月7日付けで審査請求人に通知した。

### 3 本件審査請求

審査請求人は、令和6年3月18日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 口頭意見陳述

審査庁は、審査請求人の申立てに基づき、令和7年3月18日に行審法第31条第2項に定める口頭意見陳述(以下「口頭意見陳述」という。)を実施した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

開示しない部分の理由が具体的でない。

条例第7条第3項は、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と規定する。

これは、行政手続法第8条第1項の行政庁の許認可等を拒否する処分をする場合の理由の提示義務と同様の趣旨と思われる。この点、最高裁昭和60年1月22日判決によれば、「いかなる事実関係を認定して申請者が同号該当すると判断したかを具体的に記載することを要する。」としている。

また、公文書の不開示決定の際の理由付記についても、最高裁平成4年12月10日判決(判例地方自治110号55頁)は、「理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例(東京都公文書開示等に関する条例)9条各号所定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知りうるような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないと言わなければならない。」として、当該不開示決定は、理由付記の不備という点だけで、取り消されるものであることを判示している。

しかるに、今回の不開示理由は、すべて条例第10条3号及び第6号を抜粋したものにすぎず、単に非開示の根拠規定を示したのと実質的には変わらない。とすると、本件が前記最高裁判決のいう「当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知りうるような場合」に当たるか否かであるが、本件は、これまで公表されてきたエソール広島の賃料が、過去のものも含めて不開示とされたものである。

なぜ、そのような行政当局の判断の変更があったのか、開示請求者としては、単にこれは「事業活動情報」「行政執行情報」だと説明されても、それで「当然不開示の理由が当然知りうるような場合」に当たらないことは明白である。

よって、これらの判例の趣旨にかんがみれば、本件部分開示決定は、条例第7条第3項の「理由」を付記されたことにならず、同項に違反していることは明白であり、取り消されるべきものである。

## (2) 反論書

弁明書2(2)審査請求人の本件処分に対する主張について

「月額賃料、賃料改定に係る計算方法及び敷金については、契約当事者の交渉により成立する内容で、これを公にすることで、例えば、今後、他の入居者が本件団体と賃料改定の交渉する際や新たな入居希望者が入居交渉を進める際において、当該材料を交渉材料の一つとして利用することが考えられる。こうした点から、本件団体において、対等な交渉での契約交渉という権利が脅かされ、さらには、本来であれば得られるであろう正当な利益が害されるおそれが生じると解される。」の部分について反論する。

ここに記された内容は、民々間の関係であれば妥当な議論だと思う。

しかしながら、本件賃貸借契約は、広島県が契約主体となっているものであり、その賃料についても、広島県が支出しているものである。であるならば、その公金の支出が適正なものであるかを県民が判断するために、当該賃料については、県民は知る権利を有すると考える。

また、この〇〇のオフィスの賃料については、テナント募集パンフレットとして、〇〇のホームページで公開されているところである。

これによると、エソール広島が入居する10階部分は213.96坪全て借りた場合の坪単価17000円となっており、 $213.96坪 \times 17000円 \times 12月 \times 1.1(消費税) = 48,012,624円$ となる。広島県と〇〇との賃貸借契約書によれば、契約面積 10階213.96坪とあり、まさにこの計算式が当てはまるケースと考えられる。

令和5年度予算によると、エソール広島の賃料は、48,529千円となっており、ほぼ同額の賃料となっている。すなわち、広島県は、民間の賃貸オフィスで通常行われる値引き交渉等を行わず、ほぼ募集パンフレットに示された金額どおりの額で契約を締結しているものと推測される。

弁明書には「例えば、今後、他の入居者が本件団体と賃料改定の交渉をする際や新たな入居希望者が入居交渉を進める際において、当該材料を交渉の一つとして利用することが考えられる」とあるが、これは、当該賃料が通常賃料より安い場合に想定されうるものであり、本件のように、募集パンフレットどおりの金額での契約締結は、何ら他の入居者等にとって、有利な交渉材料となるものではないことは、明らかである。

最高裁平成23年10月14日判決によれば、「競争上の地位、財産権その他正当な利益」とは、「競争上の地位、財産権その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることが必要である」とする。弁明書で主張する内容は、一般的、抽象的な議論の域を出ておらず、到底、正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる場合がないことは明らかである。

よって、弁明書の上記部分は失当である。

### (3) 口頭意見陳述

〇〇はホームページで坪単価が公開されているのに、なぜ隠さないといけないのか。県は、公開情報に基づいて計算した賃料の金額と、ほぼ同額の予算額を以前は公表している。賃料を公開しても〇〇の利益を害することにはならない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 開示請求対象の文書について

本県は、令和6年2月21日付けの「広島県と〇〇との「エソール広島」事務所に係る〇〇の賃貸借契約書（賃料の分かるもの）。入居当時から現在に至るまで」の開示請求に対して、〇〇（以下「本件団体」という。）と締結した賃貸借契約書（平成30年2月1日）、賃料改定に関する覚書（令和2年1月10日、令和3年12月14日）及び賃貸借変更契約書（令和5年3月31日）を対象文書として特定し、令和6年3月7日付けで、条例第10条第3号及び同条第6号に該当する不開示情報を不開示とする本件処分を行った。

## 2 不開示部分の理由について

当該開示請求に対し、対象文書として特定した行政文書には、〇〇賃貸借に係る月額賃料、本件団体の口座、賃料改定に係る計算方法、敷金、代表者の印影及び〇〇10階のフロア図面の情報が記載されており、当該情報は、通常、契約当事者以外の第三者は知り得ない情報である。

これらは、本件団体が不動産をどのように賃借しているかという法人の内部管理に関する情報である。月額賃料、賃料改定に係る計算方法及び敷金については、契約当事者の交渉により成立する内容で、これを公にすることで、例えば、今後、他の入居者が本件団体と賃料改定の交渉する際や新たな入居希望が入居交渉を進める際において、当該情報を交渉材料の一つとして利用することが考えられる。こうした点から、本件団体において、対等な立場での契約交渉という権利が脅かされ、さらには、本来であれば得られるであろう正当な利益等が害されるおそれが生じると解される。

また、本件団体の口座、代表者の印影は、取引相手等業務上必要な範囲以外に知らせる性格の情報ではなく、〇〇10階のフロア図面については、内部構造等を示したもので、公にすることを目的として作成された情報ではない。これらを公にすることで、例えば、口座の不正利用や印影の偽造、施設の構造が明らかになることで

警備へ支障を及ぼすなど、本件団体の財産上の損害を及ぼすおそれが生じると解される。

なお、これらは想定される一例であり、本件団体において、前述した例以

外の「法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ」が生じうる。

これらのことから、本件処分を行うにあたっては、本件団体の意向も踏まえ、条例第10条第3号の不開示情報に該当する記載部分を除いた上で開示決定を行った。

また、前述の事案が発生した場合に、本件団体の本県への信用を損ねることが考えられるほか、本県においても対等な立場での契約交渉という権利が脅かされるおそれが生じることから、本県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するとともに、本県の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれが生じると解される。

これらのことから、条例第10条号（原文ママ）及び第6号の不開示情報に該当する記載部分を除いた上で開示決定を行った。

### 3 審査請求人の本件処分に対する主張について

行政文書部分開示決定を行うにあたっては、不開示とした部分の理由を付記する必要があるが、当該情報を公にした場合に生じうるおそれは、前述のとおり多岐にわたることから、条例第10条第3号及び第6号の規定を用い、包括的な記載としたところである。

なお、審査請求人は「これまで公表されてきたエソール広島の賃料が、過去のものも含めてすべて不開示とされたものである。」と主張しているが、当該開示請求に対し対象文書として特定した賃貸借契約書等に記載する賃料については、本件団体の意向を踏まえ、これまでも公表した事実はない。

以上により、不開示部分について、条例第10条第3号及び第6号の不開示情報に該当することを理由として行った本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

#### (1) 本件請求について

本件請求は、入居時から現在に至るまでの、広島県と〇〇との「エソール広島」事務所に係る〇〇の賃貸借契約書（賃料の分かるもの）の開示を求めた

ものである。

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

(2) 本件対象文書の特定について

ア エソール広島について

本件請求において「エソール広島」事務所に係る〇〇の賃貸借契約書の開示を求めるとあることから、「エソール広島」について実施機関に確認したところ、「エソール広島」は広島県女性総合センターの愛称であり、実施機関は、本件請求にある「エソール広島」は広島県女性総合センターであるとして対象文書の特定を行ったとのことであった。

イ 本件対象文書の特定について

審査請求人が「入居時から現在に至るまで」の文書を請求していることから、実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

(ア) エソール広島は平成30年6月に〇〇に一部移転し、平成30年10月に移転を完了したものであり、そのために、平成30年2月1日付けで、県は〇〇を相手方として賃貸借契約を締結した。

(イ) 平成2年1月10日付けで、平成30年2月1日付け契約の変更に係る覚書を作成した。

(ウ) 平成3年12月14日付けで、平成30年2月1日付け契約の変更に係る覚書を作成した。

(エ) 令和5年3月31日付けで、平成30年2月1日付け契約に関し賃貸借変更契約を締結した。

(オ) 本件対象文書1は上記(ア)に、本件対象文書2は上記(イ)に、本件対象文書3は上記(ウ)に、本件対象文書4は上記(エ)に係るものである。

審査会において対象文書を見分したところの、対象文書1は〇〇10階を広島県女性総合センターの施設として使用することを目的とした広島県と〇〇の間の賃貸借契約書であって、対象文書2から対象文書4までは、賃料改定に係る覚書及び賃貸借変更契約書であった。

これらのことから、実施機関の対象文書の特定についての上記の説明に不自然な点は無く、また、審査請求人は、審査請求書等において、本

件対象文書の特定については主張を行っていないことから、以下、本件対象文書について検討する。

## 2 理由付記について

### (1) 審査請求人及び実施機関の主張について

審査請求人は、今回の不開示理由はすべて条例第10条3号及び第6号を抜粋したものにすぎず、単に非開示の根拠規定を示したのと実質的には変わらないことから、最高裁平成4年12月10日判決の判旨からも、理由付記の不備は明らかであり、決定は取消されるべきであるとする旨の主張をしている。

実施機関は、不開示部分の理由の記載について、行政文書部分開示決定を行うにあたっては、不開示とした部分の理由を付記する必要があるが、当該情報を公にした場合に生じうるおそれは、多岐にわたることから、条例第10条第3号及び第6号の規定を用い、包括的な記載としたとの主張をしている。

### (2) 理由付記について

条例第7条第3項では、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と示されており、「書面によりその理由を示さなければならない」とは、通知書に、行政文書を開示しない理由（該当条項の明示も含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に求めるものである。

### (3) 最高裁判決について

審査請求人の主張における最高裁平成4年12月10日判決は、最高裁平成4年12月10日判決（平成4年（行ツ）48号）（以下「最高裁判決」という。）であって、理由付記について、次のように示されている。

本条例七条四項は、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を付記しなければならない旨を規定している。一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と

理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和三六年（オ）第八四号同三八年五月三十一日第二小法廷判決・民集一七卷四号六一七頁参照）。本条例が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、同条例に基づく公文書の開示請求制度が、都民と都政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。

#### (4) 審査会の判断

本件開示請求の内容は「広島県と〇〇との「エソール広島」事務所に係る〇〇の賃貸借契約書（賃料の分かるもの）。入居時から現在に至るまで」であり、実施機関は、本県対象文書を特定して、本件処分を行った。

本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書には、本件対象文書1の条例第10条第3号に該当する不開示部分として「第7条（支払方法等）、印影、〇〇フロア図面」及び「第4条（賃料）、第8条（賃料改定）、第9条（敷金）」と、本件対象文書2の条例第10条第3号に該当する不開示部分として「印影」及び「第1条」と、本件対象文書3の条例第10条第3号に該当する不開示部分として「印影」及び「第1条、第2条」と、本件対象文書4の条例第10条第3号に該当する不開示部分として「第2条」及び「印影」

と記載され、それぞれ開示しない理由として「法人の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と記載されている。また、本件対象文書1の条例第10条第6号に該当する不開示部分として「第4条（賃料）、第8条（賃料改定）、第9条（敷金）」と、本件対象文書2の条例第10条第6号に該当する不開示部分として「第1条」と、本件対象文書3の条例第10条第3号に該当する不開示部分として「第1条、第2条」と、本件対象文書4の条例第10条第6号に該当する不開示部分として「第2条」と記載され、それぞれ開示しない理由として「法人の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と記載されている。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、建物の一部の賃貸借契約書、同契約の賃料改定に係る覚書及び賃貸借変更契約書であって、賃料の額、賃料の振込先の銀行口座、賃料改定の内容、敷金の額等が記載されていた。

最高裁判決は東京都条例に係るものであるが、最高裁判決で示されている同条例の目的等は、本県条例と同様であって、最高裁判決では、開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではないといわなければならないとしている。

本件処分について見ると、本件請求が賃料の分かる賃貸借契約書の開示を求めるものであって、開示された文書である本件対象文書が賃貸借契約書等であり、不開示部分が賃料の額等であること、賃料の額等には公表されないものもあり、営業上の秘密とすることができるものもあることから、条例第10条第3号及び第6号の規定を用い包括的な記載としたとの実施機関の主張は妥当とは言えないが、本件処分自体は、対象文書の種類、性質から見て、理由付記の不備により取り消すべきものとまでは言えない。

### 3 本件処分の妥当性について

#### (1) 条例第10条第3号該当性

##### ア 印影及び口座情報について

実施機関は、本件対象文書1、本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4の代表者印の印影並びに本件対象文書1の支払方法等の金融機関、口座種類、口座番号及び口座名義（以下これらを「口座情報」という。）について、条例第10条第3号の不開示情報に該当すると説明している。

審査会において対象文書を見分したところ、実施機関が説明するとおり、代表者印の印影ないし口座情報が記載等されていた。

一般に、法人の代表者印及び法人が保有する金融機関の口座に関する情報は、第三者に知られれば悪用のおそれもあることから、いわゆる内部管理情報であって、これを明らかにする相手方等については自ら管理すべきものといえる。

特に、法人の代表者印の印影は、通常、登記所に対して提出され、契約書等において当該法人としての行為の真正性を証するものであり、また、代表者印の印鑑の証明書の交付を受けることのできる者は限られていることから、広く公になることが予定されていない情報であるといえる。そうすると、代表者印の印影は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有するものであることから、これを公にすれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該印影及び口座情報は、条例第10条第3号の不開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

##### イ ○○フロア図面について

実施機関は、本件対象文書1の○○フロア図面は、内部構造等を示したもので、公にすることを目的として作成された情報ではなく、これらを公にすることで、施設の構造が明らかになり警備へ支障を及ぼすなど、本件団体の財産上の損害を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第

3号の不開示情報に該当すると説明している。

審査会において対象文書1を見分したところ、不開示部分は、対象文書1の第1条の物件の表示における別添図面であって、本件契約に係る賃貸部分のフロア図面で、内部の構造や位置関係等が記載されていた。本件契約に係る賃貸部分はエソール広島の施設として使用することを目的としていることから一般の利用者の視界に入る部分もあるものと考えられるが、本件契約書によると物件の用途は事務所・商業施設とされており、不開示部分は本件団体の内部管理情報であって、これらを公にすることで施設の構造が明らかになり警備へ支障を及ぼすなど本件団体の財産上の損害を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張に不自然・不合理なところはなく、〇〇フロア図面が条例第10条第3号の不開示情報に該当するとの実施機関の主張は妥当である。

ウ 敷金の額及び賃料改定の内容について

実施機関は、対象文書1の第4条、第8条及び第9条、本件対象文書2の第1条、本件対象文書3の第1条及び第2条並びに本件対象文書4の第2条の不開示部分（以下これらの不開示部分を「賃料等の不開示部分」という。）について、条例第10条第3号の不開示情報に該当するとし、次のとおり説明する。

賃料等の不開示部分は、賃料の額、敷金の額ないし賃料改定の内容であって、当該情報は、通常、契約当事者以外の第三者は知り得ない情報であって、本件団体が不動産をどのように賃借しているかという法人の内部管理に関する情報である。

月額賃料、賃料改定に係る計算方法及び敷金については、契約当事者の交渉により成立する内容で、これを公にすることで、例えば、今後、他の入居者が本件団体と賃料改定の交渉する際や新たな入居希望が入居交渉を進める際において、当該情報を交渉材料の一つとして利用することが考えられる。こうした点から、本件団体において、対等な立場での契約交渉という権利が脅かされ、さらには、本来であれば得られるであろう正当な利益等が害されるおそれが生じると解される。

審査会において対象文書を見分したところ、対象文書1の第8条の不  
開示部分には賃料改定の内容が、第9条には敷金の額が記載され、対象  
文書3の第2条には賃料改定の内容が記載され、対象文書4の第2条に  
は賃料改定の内容が記載されていた。

敷金の額及び賃料改定の内容は、その性質上一般に公にされるものでは  
なく、通常、第三者は知り得ない事業活動に関する取引情報であることから、  
賃貸借契約書の家賃の額等に関する情報を公にすることにより、当該業者  
の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

したがって、敷金の額及び賃料改定の内容は、条例第10条第3号の不  
開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### エ 賃料の額について

実施機関は、敷金の額及び賃料改定の内容と同様に、上記ウのとおり、  
賃料の額についても条例第10条第3号の不開示情報に該当すると説明  
する。

審査会において対象文書を見分したところ、対象文書1の第4条の不  
開示部分及び対象文書2の第1条の不開示部分には賃料の額が記載さ  
れ、対象文書3の第1条には対象文書1第4条記載の「賃料」に係る2022  
年2月1日からの月額及びその内訳としての賃料の額及び共益費の額  
が記載されていた。

審査請求人は、反論書において、「令和5年度予算によると、エソール  
広島の賃料は、48,529千円となっており」と主張していることから、審  
査会において、本県の令和5年度予算に関する資料で公表されているも  
のを確認したところ、令和5年度当初予算（案）説明資料のうち、わた  
しらしい生き方応援拠点づくり事業に係る文書において、事業の内容と  
してエソール広島（〇〇）賃借料と記載され、その予算額として48,529  
千円と記載されていた。

予算額の性質上、予算額が必ずしも実際の契約額ないしは支出額と一  
致するものではないが、継続する賃貸借契約に係る予算については、継  
続する賃貸借契約に対応して予算額を計上するのが一般的であること  
から、実施機関に対して本件の予算額の積算方法について確認したとこ

ろ、共益費を含む月額賃料の12か月分を基本としているとのことであつた。また、審査会において、契約書における賃料の額の年額と、予算額を比較したところ、近似の額であり、これは契約当初の平成30年度予算から令和4年度予算までも同様であつた。

そうすると、実施機関は概ねの賃料の額を予算額として公表しているのであって、本件団体において対等な立場での契約交渉という権利が脅かされ、さらには、本来であれば得られるであろう正当な利益等が害されるおそれが生じるとの実施機関の主張する懸念は、抽象的なものにとどまるものと認められることから、賃料の額については、不開示部分が条例第10条第3号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

## (2) 条例第10条第6号該当性

### ア 敷金の額及び賃料改定の内容について

実施機関は、対象文書1の第8条及び第9条の不開示部分、本件対象文書3の第1条の不開示部分及び本件対象文書4の第2条の不開示部分について、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると主張しているが、これらの不開示部分は、前述のとおり、条例第10条第3号に該当すると認められるため、同条第6号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### イ 賃料の額について

実施機関は、対象文書1の第4条の不開示部分、本件対象文書2の第1条の不開示部分及び本件対象文書3の第2条の不開示部分について、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして、次のとおり説明する。

賃料の額が公表され、本件団体において、対等な立場での契約交渉という権利が脅かされ、さらには、本来であれば得られるであろう正当な利益等が害される場合には、本件団体の本県への信用を損ねることが考えられるほか、本県においても対等な立場での契約交渉という権利が脅かされるおそれが生じることから、本県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するとともに、本県の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれが生じる。

しかし、上記3(1)エのとおり実施機関は概ねの賃料の額を予算額として公表しているのであって、本県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するとともに本県の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれが生じるとの実施機関の主張する懸念は、抽象的なものにとどまるものと認められることから、賃料の額については、不開示部分が条例第10条第6号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

(3) 小括

以上のことから、実施機関が、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

**3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

**4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

**第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書	ページ等	開示が妥当であると判断する部分
平成30年2月1日付け 賃貸借契約書	2	26行目の6文字目から14文字目まで
令和2年1月10日付け 賃料改定に関する覚書	－	13行目の39文字目から47文字目まで
令和3年12月14日付け 賃料改定に関する覚書	左ペー ジー	13行目の29文字目から37文字目まで

別記

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年7月26日	・ 諮問を受けた。
令和7年3月21日 (令和6年度第11回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年4月25日 (令和7年度第1回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年5月30日 (令和7年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片上 孝洋	広島修道大学教授
金谷 信子	広島市立大学教授
下宮 憲二 (部会長)	弁護士